

これまでの養父市特区の取組について

－ 「農業委員会の業務の市への移管」「企業による農地取得」を中心に －

平成 28 年 10 月 13 日
内閣府 地方創生推進事務局

1、農業委員会の業務の市への移管

【平成 25 年】

- 8月 28 日 養父市による提案 (9月 6日 特区ワーキンググループ(WG)でのヒアリング)
- 10月 18 日 日本経済再生本部 決定
- 12月 7 日 国家戦略特区法 成立 (特例措置(特区での規制改革メニュー)として規定)

【平成 26 年】

- 2月 17 日 指定に係る特区WGでのヒアリング (養父市長と関連事業者の出席)
- 3月 28 日 第 4 回 国家戦略特区諮問会議 (養父市等の特区決定、5月 1日 正式指定)
- 7月 4 日 農業委員会から市への業務移管に係る合意 (7月 5日 菅官房長官の視察等)
- 7月 23 日 第 1 回 養父市区域会議 (区域計画の決定、新藤担当大臣出席)
- 9月 9 日 第 7 回 国家戦略特区諮問会議 (全国初の特区事業として総理認定)
- 9月 11 日 事業開始 (10月 14日 1号案件の許可)

2、企業による農地取得

【平成 26 年 3 月まで】

- 「農業生産法人の役員要件の緩和」について、上記 1 と同様の経過。

【平成 27 年】

- 1月 27 日 第 2 回 養父市区域会議 (「役員要件緩和」に係る区域計画(8件)の決定、同日 第 11 回 特区諮問会議で総理認定)
- 3月 19 日 第 13 回 特区諮問会議 諮問会議とりまとめ
(「農業生産法人の出資・事業要件の緩和」について検討を加える旨)
- 9月 3 日 第 3 回 養父市区域会議 (「役員要件緩和」に係る区域計画(3件)の決定、9月 9日 第 15 回 特区諮問会議で総理認定)
- 9月 30 日 養父市独自の「農地保全条例」の制定 (制定の表明は、9月 3日の区域会議)

【平成 28 年】

- 2月 5 日 第 19 回 特区諮問会議 (養父市長出席)
- 3月 2 日 第 20 回 特区諮問会議 諮問会議とりまとめ (「企業による農地取得」など)
- 3月 11 日 改正国家戦略特区法案 閣議決定・提出 (5月 27日 成立)
- 9月 1日 改正国家戦略特区法・改正国家戦略特区法施行令 施行